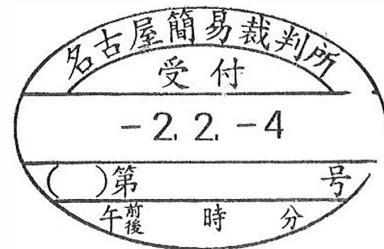


令和2年(ハ)第〇〇号損害賠償請求事件

原告 ○○

被告 ○○



## 移送申立書

令和2年2月3日

名古屋簡易裁判所民事1係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 矢 田 次 男



弁護士 松 林 智 紀



弁護士 鳥 居 江 美



## 第1 申立ての趣旨

本件を名古屋地方裁判所に移送する。

との裁判を求める。

## 第2 申立ての理由

(1) 本件訴訟は、被告が、原被告双方の勤務先である株式会社トライグループ（以下「トライグループ」という。）に対して原告の不適切な行動（原告が被告の自宅に無断侵入したうえ、下半身を露出した状態で「〇〇くんとは相性が合いそうだ。〇〇 よ。」と言って被告に対して性的な関係を要求したというもの。）を報告した結果、原告がトライグループから解雇されたとして、当該解雇により原告に生じたという損害の賠償を被告に請求するも

のであるが、原告および株式会社トライグループ間では、すでに当該解雇の効力を争う訴訟が名古屋地方裁判所に係属している（同裁判所令和元年（ワ）第5115号 地位確認等請求事件。なお、労働審判事件から訴訟移行したものであり、訴訟としての第1回期日は令和2年2月28日が指定されている。）。

上記事件と本件は、上記の原告の不適切な行動の有無が主要な争点の一つであることが共通しており、また、当職らが被告とトライグループ双方の訴訟代理人となっていることから、訴訟経済上、両事件を併合して審理するのが相当である。

（2）よって、民事訴訟法18条に基づき、本件訴訟を名古屋地方裁判所に移送されるよう申し立てる。

以上